

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 国土調査としての指定（六件）……………
- ……（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）……………
- 市街地再開発組合の定款の変更認可（二件）……………
- ……（都市整備局市街地整備部再開発課）……………
- 建築基準法による意見の聴取……………
- ……（都市整備局市街地建築部調整課）……………
- 東京都職員共済組合組合会の招集……………
- ……（東京都職員共済組合）……………
- 全国自治宝くじの発売（二件）……………
- ……（全国自治宝くじ事務協議会）……………

雑報

告示

- 東京都告示第六百九十七号
- 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定に基づき、次のとおり国土調査（地籍調査）として指定をしたので、同条第五項の規定により告示する。

令和七年六月十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 国土調査指定年月日 令和七年五月十九日
- 二 調査を行う者の名称 港区
- 三 調査地域 港区南青山七丁目
港区南青山二丁目及び南青山四丁目の各一部
- 四 調査期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

●東京都告示第六百九十八号

- 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定に基づき、次のとおり国土調査（地籍調査）として指定をしたので、同条第五項の規定により告示する。

令和七年六月十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 国土調査指定年月日 令和七年四月十八日
- 二 調査を行う者の名称 新宿区
- 三 調査地域 新宿区四谷二丁目、若葉一丁目及び若葉二丁目の各一部
新宿区四谷三丁目、若葉二丁目、須賀町及び左門町の各一部
- 四 調査期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

●東京都告示第六百九十九号

- 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定に基づき、次のとおり国土調査（地籍調査）として指定をしたので、同条第五項の規定により告示する。

令和七年六月十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 国土調査指定年月日 令和七年四月二十四日

- 二 調査を行う者の名称 台東区
- 三 調査地域 台東区根岸五丁目
- 四 調査期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

●東京都告示第七百号

- 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定に基づき、次のとおり国土調査（地籍調査）として指定をしたので、同条第五項の規定により告示する。

令和七年六月十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 国土調査指定年月日 令和七年五月十二日
- 二 調査を行う者の名称 中野区
- 三 調査地域 中野区新井一丁目及び新井五丁目
- 四 調査期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

●東京都告示第七百一号

- 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定に基づき、次のとおり国土調査（地籍調査）として指定をしたので、同条第五項の規定により告示する。

令和七年六月十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 国土調査指定年月日 令和七年五月二十二日
- 二 調査を行う者の名称 杉並区
- 三 調査地域 杉並区西荻南一丁目、西荻南二丁目、西荻南三丁目及び西荻北二丁目の各一部

四 調査期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

●東京都告示第七百二号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定に基づき、次のとおり国土調査（地籍調査）として指定をしたので、同条第五項の規定により告示する。

令和七年六月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 国土調査指定年月日 令和七年四月二十八日

二 調査を行う者の名称 板橋区

三 調査地域 板橋区桜川一丁目及び東新町二丁目の一部

板橋区東山町及び東新町二丁目の各一部

四 調査期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

●東京都告示第七百三号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき小川駅西口地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年六月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

小川駅西口地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和二年四月十七日から令和十一年十二月三十一日まで

で

三 施行地区

小平市小川西町四丁目及び小川東町一丁目各地区内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

小平市小川西町四丁目十四番二十七号NMCビル二階

令和二年四月十七日

五 定款の変更の認可の年月日

令和七年六月十一日

●東京都告示第七百四号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき東五反田二丁目第3地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年六月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

東五反田二丁目第3地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和四年二月九日から令和十一年三月三十一日まで

三 施行地区

品川区東五反田二丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

品川区東五反田二丁目三番二号

令和四年二月九日

五 定款の変更の認可の年月日

令和七年六月十一日

●東京都告示第七百五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第五項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

令和七年六月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公聴会を行う日時 令和七年六月十九日（木曜日）午後二時から

二 公聴会を行う場所 東京都庁第二本庁舎十一階十一A会議室

新宿区西新宿二丁目八番一号

三 書面の提出先

東京都都市整備局市街地建築部調整課審査担当（東京都庁第二本庁舎三階）

新宿区西新宿二丁目八番一号

電話〇三（五三八八）三三三三四

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 品川区広町二丁目一番三十六号

所氏名 品川区

建築敷地 品川区広町二丁目三千七百十八番地二十六

の一部分

地域地区 第一種住居地域、防火地域及び広町地区地区計画

等 申請の概要

工事種別 新築

雑報

及び用途 事務所、自動車車庫、集会場、喫茶店及び物品販売業を営む店舗

敷地面積 約八、三四二平方メートル

建築面積 約六、六六二平方メートル

延べ面積 約六〇、七九七平方メートル

構造及び階数 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造ほか地上十四階地下二階

高さ 六四・三三メートル

適用条文 建築基準法第四十八条第五項ただし書

東京都職員共済組合組合会の招集について

令和七年度第一回東京都職員共済組合組合会を次のとおり招集する。

令和七年六月十一日

東京都職員共済組合

理事長 栗 岡 祥 一

一日時 令和七年六月二十五日 午後一時四十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎北塔三十七階 職員共済組合大会議室

三 議事 第一号議案 令和六年度決算について

全国自治宝くじ事務協議会告示第七百八十号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和七年六月十一日

全国都道府県知事の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第千六十四回全国自治宝くじ

株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

二億三千万枚 六百九十億円

（三十億円を一単位（一ユニット）として二十三単位

（二十三ユニット）。ただし、発売状況により、原則

発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット

単位で増額する場合がある。）

一枚三百円

開封式

令和七年七月十一日から同年八月十一日まで

令和七年八月二十一日

令和七年八月二十六日

九 当せん金の額及び当せん金の数

等 級

一 等

一等の前後賞

一等の組違い賞

二 等

三 等

四 等

五 等

当せん金

五億円

一億円

十億円

百万円

一万円

三千円

三百円

当せん本数

一本

二本

九十九本

百本

千本

十万本

百万本

計

百十万一千二百二本

備考

一等の当せん金の額については、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）第五条第二項ただし書に基づく総務大臣の指定を受けている。

当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。

十 注意事項

（一） 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

（二） 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第七百八十一号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和七年六月十一日

全国都道府県知事の名において
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第千六十五回全国自治宝くじ
二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額 七千万枚 二百十億円
（三十億円を一単位（一ユニット）として七単位（七ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。）

四 証券金額 一枚三百円

五 証券型式 開封式

六 発売期間 令和七年七月十一日から同年八月十一日まで

七 抽せん期日 令和七年八月二十一日

八 当せん金支払開始期日 令和七年八月二十六日

九 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金	当せん本数
一等	三千万円	十本
一等の前後賞	千万円	二十本
二等	百万円	二百本
三等	一万円	一万本
四等	三千円	十万本
五等	三百円	百万本

計 百一十一万二百三十本

備考

当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

発行所 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)
郵便番号 163-8001

定価 本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)
郵便番号 113-0001

